

学校法人寄附行為変更認可書

学校法人 昭 和 女 子 大 学

令和7年10月30日付けで申請のあった寄附行為の変更を，私立学校
法第108条第3項の規定によって認可します。

令和8年1月26日

文 部 科 学 大 臣 松 本 洋 平
(公 印 省 略)

学校法人寄附行為変更認証書

学校法人 昭 和 女 子 大 学

令和 7 年 10 月 30 日付けで申請のあった寄附行為の変更を，私立学校
法第 108 条第 3 項の規定によって認可します。

令和 8 年 1 月 26 日

文 部 科 学 大 臣 松 本 洋 平

この謄本は，原本と相違ないことを認証します。

令和 8 年 1 月 26 日

文 部 科 学 省

(公 印 省 略)

学校法人昭和女子大学寄附行為変更認可申請書

令和7年10月30日

文 部 科 学 大 臣 殿

東京都世田谷区太子堂一丁目7番57号
学校法人昭和女子大学理事長 山崎日出男

このたび学校法人昭和女子大学の寄附行為を別紙のように変更したいので、
私立学校法第108条第3項の規定によって認可されるよう、同法施行規則
第44条の関係書類を添えて申請します。

寄附行為変更の条項及び事由

この法人は、付随事業を開始することとなったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

1. 第4条の次に次の1条を加える。

(付随事業)

第5条 この法人は、教育研究活動に付随する次に掲げる事業を行う。

幼児教育施設（プレスクール）の運営

(事由) 法人子会社が運営する幼児教育施設（プレスクール）の事業を譲り受けて付随事業として運営を開始し、大学・附属校における教育研究基盤として展開するため。

2. 収益事業について定める現行第5条を「第5条の2」に繰り下げ、次のとおりとする。

(収益事業)

第5条の2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

不動産賃貸業・管理業

(事由) 付随事業について定める条文を、第5条として新設したため。

3. 附則として次の附則を加える。

附 則

令和 年 月 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和8年4月1日から施行する。

(事由) 施行日を明確にするため

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<u>(付随事業)</u> <u>第5条 この法人は、教育研究活動に付随する次に掲げる事業を行う。</u> <u> 幼児教育施設（プレスクール）の運営</u> (収益事業) 第5条の2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。 不動産賃貸業・管理業 <u>附 則</u> <u>令和 年 月 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和8年4月1日から施行する。</u>	〈新設〉 (収益事業) 第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。 不動産賃貸業・管理業